ご旅行条件書

（この旅行条件はルックJTBなど本文第2項に掲げる各社の募集型企画旅行に適用されるものとさせていただきます。）

1．本旅行条件の意義
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2．募集型企画旅行
(1) この旅行は、(株)JTB（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
(2) 当社はお客様が当社の定める旅行程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3) 旅行契約の内容・条件は、本ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3-1．旅行のお申し込みと契約の成立時期
(1) 当社又は「受託販売機」に記載された当社の受託営業所（以下「当社」と総称します。）に対して、ご応募書類（お申し込み書）、本ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内とします。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
(2) ①当社らが電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けるときは、当社らはご応募人数、ご旅行予約の内容及び受付日を記録し、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
②ネット予約・店舗でお支払いする場合には当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認の上申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
(3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項（2）により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合でも、通信受約によって契約を成立させることは、第25項（3）の定めにより契約が成立します。
(4) 当社は、団体・学生・官公庁・その他これに準ずる旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとします。
(5) 契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供に伴なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務ならびに、何らの責任を負うものではありません。
(7) 当社らは、契約責任者が団体・グループ・ご同行者以外の場合、旅行開始後については、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(8) 申込金

区分	申込金（おひとり） 出発の前日から起算してさかのぼって61日以前
旅行代金が 30 万円以上	旅行代金の 20%以上
旅行代金が 30 万円未満	60,000 円以上

当社は、この商品で利用の配船や手配に際して、船室代金の全額を船会社に支払います。このため、お申込金の金額が旅行代金の20%を超えています。

3-2．ウェイティングの取扱いについての特約
当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下に記し、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社らの回答を お待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
(2) 当社は、前（1）の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(3) 旅行契約は、当社が前（2）により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発送した時（たとえば、この通知を電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。
(4) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できないかった場合は、預り金の全額をお客様に返します。
(5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に返します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

4．お申し込み条件
(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4) お客様が当社らに対して暴力的な不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6) 健康を害している方、車椅子などの器具を常時利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい（旅行契約の成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらかじめ当社らがご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
(7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに関して、お客様の状況及び必要とされる措置については、ご同行し、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みを断じ、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。また、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
(9) 当社は、本項（1）（2）（6）（7）（8）の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、（1）（2）は申し込みの日から、（6）（7）（8）はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
(10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
(11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件を付ける場合があります。
(12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(13) その他当社の業務上の都合のあるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5．契約書面と最終旅行日程表の お渡し
(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
(2) 本項（1）の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力します。年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の開際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6．旅行代金の支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降、21日目にあたる日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第25項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカードお客様会員である旨、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードお約束機の電子承諾（以下「カード承諾」）を条件として、当社がお客様に対して旅行代金の支払を求めることがあります。第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第14項記載の交替手数料をお支いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日とします。

7．旅行代金について
「旅行代金」は、第3-1項の「申込金」、第15項（1）の①のアの「取消料」、第15項（1）の②のアの「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基本となる金額です。募集人員は当社ホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8．旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。】を含みます。また、等級の選択がある場合には、指定の等級を利用するものとします。）
(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行目程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
(3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
(6) 航空機による手荷物の運搬料金（旅行者1人に対する無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金【ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。】。なお、手荷物の運送は当社利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部金額が増減いたします。）
(7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれない コースがあります。）但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬されることがあります。
(8) 添乗員同行コースの同行費用上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として返い戻しはいたしません。
(9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

9．旅行代金に含まれないもの
前項のほかは旅行代金には含まれません。その一部を以下に例示いたします。
(1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、専料の機内食や飲み物代金等および前項（6）に掲げる航空会社の定める手荷物の有料分。
(3) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボイ・メイド等に対する心付けの他の追加飲食等個人的性質の請費用及びそれに伴う税・サービス料
(4) 波紋手続関係請費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・波紋手続代行料金）
(5) ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
(6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項（9）のコースの燃油サーチャージは除きます。）
(7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地の法律規定による宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(8) 日本国内の空港諸税（例：成田空港税）
(9) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(10) 旅行程中の国際観光旅客税、空港税等（たとえば、国際観光旅客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(11) 特別な配慮・処置に要した費用

10．追加代金と割引代金
(1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
①1人1部屋を使用される場合の追加代金。
②ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテルタイプ部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
④ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
⑤ホームページ・パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
⑥国内線特別代金プラン
⑦その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するものはストレートチェックイン追加代金、航空会社指定希望または受付する旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。
(1) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引を前提に旅行代金を設定した場合を除きます。）
①ホームページ・パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
②その他ホームページ・パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11．旅券・査証について
(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の波紋手続は、お客様ご自身で行っていただきます。また、当社らは、所定の料金を支払い、ご旅行に必要な査証・予防接種証明書等の手続を代行することがあります。ただし、当社らは、この代行を行ったことによる査証・予防接種証明書等の取得ができなくても その責任を負いません。
(2) 波紋先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12．旅行契約内容の変更
(1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の不足、公害の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものであって現地及び当該事由と旅行の因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。
(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載がある場合を除き、IT運賃（包括旅行運賃）を適用しているため、当社らが予約・発券済み航空券の全区間を利用することが条件となっています。お客様のご都合により復路もしくは一部区間の便に搭乗されなかった場合は、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求されていただくことがあります。

13．旅行代金の額の変更
当社は旅行契約の締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂率幅だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2) 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3) 旅行内容が変更されたことに伴なって客室に関して、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力します。年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の開際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6．旅行代金の支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降、21日目にあたる日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第25項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である旨、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の電子承諾（以下「カード承諾」）を条件として、当社がお客様に対して旅行代金の支払を求めることがあります。第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第14項記載の交替手数料をお支いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日とします。

7．旅行代金について
「旅行代金」は、第3-1項の「申込金」、第15項（1）の①のアの「取消料」、第15項（1）の②のアの「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基本となる金額です。募集人員は当社ホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8．旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。】を含みます。また、等級の選択がある場合には、指定の等級を利用するものとします。）
(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
(3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
(6) 航空機による手荷物の運搬料金（旅行者1人に対する無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金【ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。】。なお、手荷物の運送は当社利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部金額が増減いたします。）
(7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれない コースがあります。）但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬されることがあります。
(8) 添乗員同行コースの同行費用上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として返い戻しはいたしません。
(9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

9．旅行代金に含まれないもの
前項のほかは旅行代金には含まれません。その一部を以下に例示いたします。
(1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、専料の機内食や飲み物代金等および前項（6）に掲げる航空会社の定める手荷物の有料分。
(3) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボイ・メイド等に対する心付けの他の追加飲食等個人的性質の請費用及びそれに伴う税・サービス料
(4) 波紋手続関係請費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・波紋手続代行料金）
(5) ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
(6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項（9）のコースの燃油サーチャージは除きます。）
(7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地の法律規定による宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(8) 日本国内の空港諸税（例：成田空港税）
(9) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(10) 旅行程中の国際観光旅客税、空港税等（たとえば、国際観光旅客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(11) 特別な配慮・処置に要した費用

10．追加代金と割引代金
(1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
①1人1部屋を使用される場合の追加代金。
②ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテルタイプ部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
④ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
⑤ホームページ・パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
⑥国内線特別代金プラン
⑦その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するものはストレートチェックイン追加代金、航空会社指定希望または受付する旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。
(1) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引を前提に旅行代金を設定した場合を除きます。）
①ホームページ・パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
②その他ホームページ・パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11．旅券・査証について
(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の波紋手続は、お客様ご自身で行っていただきます。また、当社らは、所定の料金を支払い、ご旅行に必要な査証・予防接種証明書等の手続を代行することがあります。ただし、当社らは、この代行を行ったことによる査証・予防接種証明書等の取得ができなくても その責任を負いません。
(2) 波紋先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12．旅行契約内容の変更
(1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の不足、公害の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものであって現地及び当該事由と旅行の因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。
(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載がある場合を除き、IT運賃（包括旅行運賃）を適用しているため、当社らが予約・発券済み航空券の全区間を利用することが条件となっています。お客様のご都合により復路もしくは一部区間の便に搭乗されなかった場合は、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求されていただくことがあります。

13．旅行代金の額の変更
当社は旅行契約の締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂率幅だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2) 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、

23．オプショナルツアーつは情報提供
(1) 当社の募集型企画旅行商品の中に、お客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）を第21項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、ホームページ・パンフレット等で（企画者：当社）と明示します。
(2) オプショナルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ・パンフレット等で明示した場合には、当社は当社オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第21項（特別補償）で規定する損害に対して、同項の規定に基づき、当社が責任を負う旨を明示します。当社オプショナルツアーのご利用が主たる募集型企画旅行（以下「無手配」）であり、かつ、その旨をホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。）、当社オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めた規定・約款・ご案内によります。
(3) 当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加されるお客様は、当社と直接に契約を締結し、当該スポーツ等の特別補償規程は適用しません（但し、当該オプショナルツアーのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手配」であり、かつ、その旨をホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。）が、それ以外の場合は、当社が責任を負います。

24．旅程保証
(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様にご支払いします。ただし、当該変更について当社に第20項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
（ただし、サービスの提供が行われてもいるためもっぱらご旅行者の利益を損なうとまは、変更後の旅行程程が当初の旅行程の趣旨にかなうものであるとは認められることは、また、旅行サービスの内容を変更することまは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同程度のものであるとはなう別のものとなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力することは。
18．当社の指示
お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者と旅行に関して対したいたくことは自分の責任と責任を負います。
(1) 当社らは、旅行の円滑な実施のために必要な範囲内で指示、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19．添乗員
(1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。
(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最寄りの営業所に明示します。
(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。また労働基準法に定められた労働時間、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
(5) 本項（1）の規定に関わらず、当社の関与し得ない事由による日程変更が生じ、ホテル・レストラン等の利用が不可能となるおそれが極めて高いと、一部添乗員が同行しない区間が発生することがございます。

20．当社の責任
(1) 当社は募集型企画旅行の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項（1）の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じた旅行目程の変更又は旅行の中止
②運送・宿泊機関等の事故、火災によって発生する損害
③運送・宿泊機関等の運行不能、運行不能のおそれによる旅行の中止又はこれらのために生じた旅行目程の変更又は旅行の中止
④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行目程の変更、旅行の中止
⑤自由行動中の事故　⑥食中毒　⑦盗難
⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行目程の変更・目的地滞在時間の短縮
(3) 手荷物について生じた本項（1）の損害につきましては、本項（1）のお客様からの損害通知期間内の通知があった場合に限り、当社は、下記の金額を限度として賠償します。
12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止の ご通知をいたします。
ク.スキー目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないときは、あらいはそのおそれが極めて高いとき。
(4) 当社は、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、又は変更の中止、変更等の命令、ストライキ、ボイコット、暴動、ハイジャック、テロ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者もいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の故意または過失により、お客様に損害が発生したとき は、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

21．特別補償
(1) 当社は前項（1）の当社の責任が生じる方否を問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然で一つ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた旅行の損害につきまして死亡補償金（2500万円）・後遺障害補償金（2500万円を上限）・入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1事集型企画旅行参加あたり15万円を上限とします。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険を主目的とする保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
(2) 本項（1）に定める「旅行中」とは、募集型企画旅行に参加されるお客様が旅行サービスの提供が一切行われない旨については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とは、募集型企画旅行に係る旅行の契約を解除することができます。
(3) 本項（2）の①の行の場合において、当社は、旅行代金のうち、当該旅行サービスの当該受領するとができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻しします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを本項（1）に基づき、旅行代金が増額改定されたとき は、当社は本項（1）に基づき、旅行代金が増額改定されたことを通知した日の翌日から起算して30日以内に、お客様にご支払いします。
(4) 本項（1）の規定は、第20項（当社の責任）及び第22項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17．旅程管理
当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するように努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。
(1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められたときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるように必要な処置を講じること。
(2) 本項（1）の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するとき は、変更後の旅行程程が当初の旅行程の趣旨にかなうものであるとは認められることは、また、旅行サービスの内容を変更するとき は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同程度のものであるとはう別のものとなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力することは。
18．当社の指示
お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者と旅行に関して対したいたくことは自分の責任と責任を負います。
(1) 当社らは、旅行の円滑な実施のために必要な範囲内で指示、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
(2) 当社は、旅行の円滑な実施のために必要な範囲内で指示、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになられるとき は、所定の取消料が必要となります。
オ.お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更について、ご旅行全体の お取消とみなし、所定の取消料を収受します。
(3) 当社は、旅行を安全かつ円滑に実施するために、旅行の中止又は旅程変更を行うことがあります。
①運送・宿泊機関等の事故、火災によって発生する損害
②運送・宿泊機関等の運行不能、運行不能のおそれによる旅行の中止又はこれらのために生じた旅行目程の変更又は旅行の中止
③官公署の命令、又はそれによって生じる旅行目程の変更、旅行の中止
④自由行動中の事故　⑤食中毒　⑥盗難
⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行目程の変更・目的地滞在時間の短縮
(4) 手荷物について生じた本項（1）の損害につきましては、本項（1）のお客様からの損害通知期間内の通知があった場合に限り、当社は、下記の金額を限度として賠償します。
12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
ク.スキー目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないときは、あるいはそのおそれが極めて高いとき。
(4) 当社は、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、又は変更の中止、変更等の命令、ストライキ、ボイコット、暴動、ハイジャック、テロ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者もいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の故意または過失により、お客様に損害が発生したとき は、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

21．特別補償
(1) 当社は前項（1）の当社の責任が生じる方否を問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然で一つ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた旅行の損害につきまして死亡補償金（2500万円）・後遺障害補償金（2500万円を上限）・入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1事集型企画旅行参加あたり15万円を上限とします。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険を主目的とする保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
(2) 本項（1）に定める「旅行中」